

保医発1009第3号  
平成25年10月9日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

D P C対象病院等におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成25年9月22日に提出すべき、平成25年4月分から平成25年6月分までのD P Cデータの提出に遅延等が認められたため、平成25年11月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
北海道江別市野幌代々木町81番地の6 医療法人溪和会江別病院	平成25年11月1日から 平成25年11月30日まで
埼玉県北本市荒井6丁目100番地 北里大学メディカルセンター	
京都府京都市北区小山下総町27 社会保険京都病院	
大阪府東大阪市菱屋西3丁目4-13 医療法人竹村医学研究会小阪産病院	
広島県廿日市市地御前1丁目3番3号 広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院	
福岡県遠賀郡水巻町立屋敷1-2-1 福岡新水巻病院	



病 院 名	適 用 期 間
宮崎県延岡市北小路14-1 医療法人健寿会黒木病院	平成25年11月1日から
鹿児島県伊佐市大口宮人502番地4 県立北薩病院	平成25年11月30日まで